

『特定非営利活動法人しんじ湖スポーツクラブ』指導者派遣事業の概要

○事業の目的 地域住民の健康づくりやコミュニティーづくりのために、指導者を派遣し、地域住民自らが参加し運営するスポーツ活動・レクリエーション活動の支援を行うことを目的とする。

○派遣指導者 特定非営利活動法人しんじ湖スポーツクラブ（以下、「NPO 法人しんじ湖スポーツクラブ」という。）登録指導者。

○種 目

【宍道町内】 太極拳・健康ヨーガ・スポンジテニス・3B体操・運動あそび・親子体操・テニス・操体法・ウォーキング・ニュースポーツ（カローリング・ダーツ・インディアカ・ディスクゴルフ・ペタンク・グラウンドゴルフ等）ゲートボールほか

【町外】 太極拳・3B体操・親子体操・テニス・運動あそび・ニュースポーツほか

○経費の負担（講師ひとりあたりの派遣料）

別紙、外部講師等謝金区分表による。

（ただし、別途交通費を必要とする場合がある。）

又、1件につき派遣料の他、連絡事務費・諸経費500円が必要。

チーム会員がクラブ登録指導者を依頼する場合には会員特典として割引を行う。

○申込み方法 別紙「出前講座」登録指導者派遣依頼書に必要事項を記入し、派遣料を添えてNPO 法人しんじ湖スポーツクラブ事務局までお申し込みください。

※派遣料は、クラブの指定口座に振り込むことも可能です。

○問合せ先

〒699-0406

松江市宍道町佐々布 204-4

宍道体育センター2階クラブハウス内

『NPO法人しんじ湖スポーツクラブ事務局』

TEL 0852-66-8686 FAX 0852-66-1414

E-mail:sports-shinji.no1@violin.ocn.ne.jp

【別紙】

『特定非営利活動法人しんじ湖スポーツクラブ』
外部講師等謝金区分表

労務内容	講師等職名	単位	基準額
講演 講義	講演者・講義講師 (中央講師)	1回	満額
	講演者・講義講師 (著名人、その他同等の資格を有すると認められる者)	1回	20,000円以内
	講演者・講義講師 (教授・医師その他、同等の資格を有すると認められる者)	1回	15,000円以内
	講演者・講義講師 (学識経験者、専門領域で評価を受け豊富な経験と高い見識をもつと社会的に認められる人)	1回	10,000円以内
実技指導 助言	中央講師	1回	満額
	著名人、その他同等の資格を有すると認められる者	1回	20,000円以内
	教授・医師、その他同等の資格を有すると認められる者	1回	15,000円以内
	学識経験者、専門領域で評価を受け豊富な経験と高い見識をもつと社会的に認められる人	1回	10,000円以内
	特定資格を職業とする個人、その他同等と認められる者	1回	7,000円以内
	特定資格を職業とする公人、その他同等と認められる者	1回	7,000円以内
	教育・文化・職業、家事等の知識技能を有する特技者、有資格指導者、その他同等と認められる者	1回	6,500円以内
	教育・文化・職業、家事等の知識技能を有する特技者、団体等の指導的立場にあるもの、その他同等と認められる者	1回	5,000円以内
助言者・協力者	1回	3,500円以内	
会議出席	会議等出席者	1回	5,000円以内
救護	看護師	1回	5,000円以内
データ分析	専門知識を有する者	1h	1,875円

※1回あたりの指導はおおむね2時間以内とする。※データ分析を除く
※これによりがたい場合は、別途協議する。

※出前講座指導者派遣について

NPO やボランティア団体、福祉施設障害者施設、子ども会などが講師派遣を希望する場合はこの限りではない。

受付番号 _____ 号

「出前講座」登録指導者派遣依頼書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人しんじ湖スポーツクラブ
理事長 渡 部 章 様

団 体 名
住 所
代表者氏名
T E L

次のとおり指導者の派遣を依頼します。

派遣日時	平成 年 月 日 ()	(自) 時 分
実施場所		(至) 時 分
対象者		派遣人数 人
実施内容		
希望事項		
使用用具等		
連絡責任者	連絡方法 (電話等)	

※ 処理欄

上記の内容に、次の登録指導者を派遣します。

派遣指導者名

種 目 名

派遣料請求金額 _____ 円 × 人 = _____ 円

※当日、講師へ直接お渡しください。

事務手数料 500円 × 1件 = 500円

※クラブからの領収書をお渡しいたします。

特定非営利活動法人しんじ湖スポーツクラブ理事長 渡 部 章